

## 学校給食栄養管理システム「スクールランチ広島」ソフトウェア貸与要領

公益財団法人 広島県学校給食会

### (目的)

第1 この要領は、公益財団法人広島県学校給食会（以下「本会」という。）が、学校給食に係る事務処理の効率化に資するため学校給食普及充実事業の一環として開発した、学校給食栄養管理システム「スクールランチ広島」ソフトウェア（以下「システム」という。）を学校給食共同調理場・学校給食実施校及び本会の理事長（以下「理事長」という。）が認めた施設等（以下「学校等」という。）に貸与する事業に関して必要な事項を定め、その適正管理を図ることを目的とする。

### (申請手続き)

第2 システムの貸与を受けようとする学校等は、学校給食栄養管理システム「スクールランチ広島」ソフトウェア貸与申請書等（別紙様式 1、2）を本会に提出するものとする。

### (貸与決定)

第3 本会は前項の申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、貸与することが適当であると認めるときは、学校給食栄養管理システム「スクールランチ広島」ソフトウェア貸与決定通知書（別紙様式 3）により当該申請者に通知するものとする。

### (貸与条件)

第4 本会は当該学校等に対して次の条件を付けて貸与するものとする。

貸与は無償とする。

貸付の期間は 1 年間とする。ただし、更新できるものとする。

貸与期間中におけるシステムの管理運用に要する経費は、貸与を受けた学校等の負担とする。

### (契約の締結)

第5 本会はシステムの貸与に当たっては、当該学校等と学校給食栄養管理システム「スクールランチ広島」ソフトウェア貸与契約（別紙様式 4）を締結するものとする。

### (用途外使用の禁止)

第6 システムの貸与を受けた学校等は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、貸与の目的に従って効率的運用が図られるようにするものとする。

2 学校等は貸与を受けたシステムをその目的に反して使用し、譲渡・改造・貸与・公開又は担保に供してはならないものとする。

### (損害賠償等)

第7 学校等は第 6 の規定に違反した場合は、理事長の求めにより損害を賠償しなければならない。

2 学校等は貸与されたシステムを滅失したときは、速やかに理事長に報告するとともに、理事長の求めにより損害を賠償しなければならない。ただし、学校等の責めに帰するこ

とのできない理由によると理事長が認める場合は、この限りではない。

(システムの導入等)

第8 契約を締結したときは、本会が導入する。導入後、運用上の不具合が発生した場合は、できる限り本会で対処する。ただし、本会で対応できない場合には有料とする。

(システムの返還)

第9 本会は学校等が第6の規定に違反した場合は、システムの返還を求めることができる。

2 学校等はシステムの必要がなくなった場合は、本会に返還するとともに当該パソコンから削除するものとする。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。

(システムの稼働条件)

第10 システムの運用上、使用機器の容量・機能等は次の表に定める条件をみたすものとする。

装置内容	容量・機能等
OS	マイクロソフト WindowsXP/Vista/Windows7/ Windows8
CPU・メモリ	Celeron1.5GHz 相当以上のCPUを搭載し、1GB以上のメモリを実装すること
ハードディスク	5GB以上の空き容量
その他のデバイス要件	DVD 又は CD-ROM、USB 等の媒体を実装すること
ディスプレイ	画面解像度 1024×768 ピクセル以上の表示ができるもの
プリンタ等	A4用紙を印字できるもの レーザプリンタを推奨
Microsoft Office	MS Office Personal 2007 以上を推奨

附則

この要領は平成18年 3月 1日より適用する。

附則

この要領は平成26年 4月 1日より適用する。